申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票 (美郷町)

<個票情報>

所 管 部 署	福祉保健課 (生涯学習課中央ふれあい館)
適用日(掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

<処分の概要>

許認可等の名称	使用者カードの交付
処 分 権 者	町長
根拠規定	美郷町老人福祉センター管理運営規則第4条第1項

<審査基準/標準処理期間>

基準規定	美郷町老人福祉センター管理運営規則第4条第1項・第3項・第4項
審査基準	 ■設定 □未設定 ○美郷町老人福祉センター管理運営規則 (使用者カード) 第4条 条例第7条第1項第1号に規定する者が、午後5時まで使用する場合は、 美郷町中央ふれあい館使用者カード交付申込書(様式第3号)に所定の事項を記入し、美郷町中央ふれあい館使用者カード(様式第4号。以下「使用者カード」という。)の交付を受けて使用することができる。 2 略 3 使用者は、使用者カードの確認をもって使用の許可を受けたものとみなす。 4 使用者は、交付の日から1年を経過するごとに1回、使用者カードの確認を受けなければならない。 5、6 略
参考資料	
標準処理期間	■設定 □未設定 7日
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日